

関東学院大学金沢八景キャンパス・クラブハウス棟使用管理規程

(2004年7月22日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学金沢八景キャンパス・クラブハウス棟（以下「クラブハウス」という。）の使用管理に関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 クラブハウスは、学生のクラブ活動を円滑に行うための施設として使用するものとする。

(管理責任者)

第3条 クラブハウスは、関東学院施設管理規程に基づき管理されるものとし、その使用管理責任者は、学生生活部長とする。

(貸与期間)

第4条 クラブハウスの各室（以下「部室」という。）の貸与期間は、原則として年度始から年度末までの1箇年とする。

(部室の管理)

第5条 部室の管理については、学生生活課が行う。

(部室の割当)

第6条 部室の割当については、毎年1月、学生生活課が各クラブからの部室使用願を受け付けた上で計画し、学生生活部長の許可を受けて行う。

(部室の鍵)

第7条 部室を使用するクラブは、部員名簿を学生生活課に届け出て、当該部室の鍵を借り受けるものとする。

(使用時間)

第8条 クラブハウスの使用時間は、午前8時00分から午後10時00分までとする。

(遵守事項)

第9条 クラブハウスを使用する者は、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

- (1) クラブハウスに宿泊しないこと。
- (2) つねに清掃、整頓に心掛け、清潔を保つこと。
- (3) 火災予防の立場から、石油コンロ、電熱器等、火気に関係する器具は使用しないこと。
- (4) クラブハウス内では喫煙及び飲酒をしないこと。
- (5) 各クラブの学生代表者は、部室使用責任者として火災予防及び水光熱費の節約に努めること。
- (6) 鍵を借り受けた者は、鍵の複製をしないこと。
- (7) 盗難予防に心掛け、部室を空ける時は、必ず鍵をかけること。
- (8) 盗難があった時は、速やかに学生生活課に届け出ること。
- (9) 部室を汚損又は損傷しないよう環境保全に努めること。
- (10) 貸与された机、椅子等は、部屋の外に移動しないこと。
- (11) 部屋の入口には、クラブ名及び責任者名を表示しておくこと。
- (12) クラブハウスは、学生の共同生活の場として、つねに秩序と規律を保つよう心掛けること。

(部室及び設備等の点検)

第10条 クラブハウス内の部室、付帯設備及び学生団体に貸与した物品については、学生生活課において、年に一度点検を行うものとする。

(損害賠償)

第11条 故意又は重大な過失によりクラブハウスに損害を与えた者は、損害賠償の責を負う。

(使用の禁止)

第12条 使用状況が第2条の使用目的及び第9条の各号に違反すると認められる団体に対しては、部室の使用を禁止する場合がある。

(規格外事項)

第13条 この規程に定めのない事由が生じた場合は、学生生活部長と学長が協議し、その処理を決定する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、2004年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年3月2日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。